

理由書

京都帝国大学教授 瀧川 幸辰

明治二十四年二月二十四日生

199 京都帝国大学教授瀧川幸辰の休職に付文官高等分限委員  
会開催の件通知 [昭和八年五月]

仰決裁

書記 (佐野)

会長 了 幹事 (廣澤)

文官高等分限委員会開催ノ件

案

昭和(八)年(五)月(二十四)日

文官高等分限委員会幹事

文官高等分限委員会委員、幹事、書記宛(各通)

(注記1)

明二十五日(木曜日)午後三時首相官邸ニ於テ左記ノ件ニ付

会議相關カレ候間御参集相煩度依命此段及通知候

記

一 京都帝国大学教授瀧川幸辰文官分限令第十一条第一項第四号

ニ依リ休職ノ件

(中表紙)

昭和八年議第二号

(注記3)

京都帝国大学教授 瀧川幸辰

右文官分限令第十一条第一項第四号ニ依リ休職ノ件

(注記2)

右者大正七年九月京都帝国大学助教ニ任ゼラレ同八年八月刑  
法刑事訴訟法講座ヲ担任シ同十三年四月教授ニ陞任引続キ上掲  
ノ講座ヲ担任シ以テ今日ニ至レルガ本人ノ思想ハ漸次左傾シ教  
壇ヨリ学生ニ対シテ之ヲ忌憚ナク講述スルト共ニ極メテ過激ナ  
ル内容ヲ有シ為ニ発売頒布ヲ禁止セラルルガ如キ著書ヲ公刊シ  
テ憚ラザルニ至レリ本人ノ学説及著書ノ内容別紙ノ如シ近時過  
激ナル思想ノ伝播力殊ニ学生生徒並一般知識階級ニ於ケル伝播  
力ハ頗ル旺盛ニシテ甚憂慮スベキ状態トナリ之ガ防止ニ就テハ  
国ヲ挙ゲテ努力シツツアル所ナリ京都帝国大学ニ就テ之ヲ觀ル  
モ所謂京大事件以来引続各種ノ左傾事件ヲ惹起シ其ノ事件數被  
処分学生數、被起訴者數極メテ多数ニ上リ大学トシテハ之ガ防  
止善導ニ極力努力セザルベカラザル緊切ノ狀況ニアリ元来大学  
教授タル者ハ大学令ニ示サレタルガ如ク人格ノ陶冶及国家思想  
ノ涵養ニ留意スベキ義務ヲ有スルモノニシテ若シ是等ノ義務ニ  
相反スルガ如キ思想ヲ懷キ之ヲ教授シ發表スルガ如キコトアラ  
バ大学教授ノ地位ト相而立シ得ザル所ニシテ大学教授トシテノ  
地位ヨリ之ヲ排除セザルベカラズ然ルニ本人ガ前述セル如キ過  
激ナル思想ヲ懷抱シ且ツ之ヲ發表シ教授スルニ至リテハ到底看  
過スベカラザルモノアリ此俟在職セシムルコトハ教育上支障頗  
ル大ナルヲ以テ休職ヲ命ズルノ必要アリト認ムルニ由ル

〔加筆〕本調書ニ引用セラレタル刑法読本ノ章句中××××××ヲ附シアル部分ハ、昭和七年六月二十一日削除ヲ命ゼラレタルモノニシテ、其ノ後該部分ヲ×××××ニ改メ発行シタルモ、昭和八年四月十一日発売頒布ヲ禁ゼラレタルモノナリ。

瀧川教授の学説及著書の内容に就て

第一、

瀧川教授の各種の著書に現れたる刑法に関する同教授の根本思想を見るに、マルクス主義的思想を懐抱し、社会の経済的構造の革命的変革に依るにあらざれば刑法の目的とする犯罪の減少、消滅を期する能はずとなし全く人の主観的道德性を無視し、之に基いて其の学説を組織し説述せるものである、其の概要は次に引用する所に依つて明瞭である。

其の刑法に対する根本的態度は、

「犯罪は病氣、貧乏、自殺、失業、淫売などと同じく社会組織の欠陥から生れるところの必然的現象である、犯罪は刑罰の威力によつて減少、消滅すべきものではない、犯罪との闘争の根本条件は、社会の経済的構造の変革のうちに含まれて居る、刑罰万能の思想は最も保守的な、否、むしろ反動的なものといはねばならない」〔(加筆)刑法講義改訂版一頁〕

といふ言葉によつて窺はれる。即ち、社会の経済的構造の変革を以て先決問題とするのである。このことは、

「刑罰によつて刑罰をなくすることは到底出来ない相談である、それは刑罰のない社会を築上げることが前提として初めて可能となる、故に私はいふ、刑罰からの犯人解放は犯罪からの人間解放である、」と〔(加筆)刑法読本一九六頁〕と力説せる所に依つても明瞭であるが、尚次の如く述べて居る所も注目すべきである。即ち

「社会組織を改めることは、犯罪闘争の根本点であるが、合法手段による社会の変革はいうべくして行われたい、この意味において刑罰や保安処分をもつてする犯罪闘争は、実は殆ど空論である」〔(加筆)刑法講義第一版二七頁〕と述べてゐる。

斯の如く、社会の経済的構造の変革を第一の要件とするのであるが、その変革が漸進的な改造を意味せず、革命的改造を指示せることは、

「従来の刑事政策の実行は、窃盗罪に向つて集中されて居たが、少しも減少しないのみか、次第に増加の傾向がある、恐らく社会の根本組織の立替を断行しない限り、この犯罪の減少、従つて全犯罪の減少はおぼつかない」〔(加筆)刑法読本一五七頁〕

と言つて、刑事政策と社会の根本組織の立替とを対照せしめて居る所によつて明らかである。

又

「革命者の行動は少数者保護の現状を打破して虐げられて居る多数者の運命の開拓を目的とする、革命者の行動と現

存の社会組織との間には踏み越えることの出来ない溝がある、従つて、革命者の行動は高い道徳には合するが、その時代の条理に違反する、即ち革命者の頭上を飾るものは常に茨の冠である」〔<sup>(加筆)</sup>刑法講義改訂版一〇〇頁〕

と言つて、革命者を是認し、讚美する口吻を示せることによつても知られる、又前述せる

「合法手段による社会の变革はいくくして行はれない」〔<sup>(加筆)</sup>刑法講義第一版二七頁〕

といふ言葉は、以上の事を直截に証明する。而も

「なるほど監獄では『働かざれば食うべからず』の原則が確立されて居り、同じ着物を着、同じ食物を食べ、同じ寝室で同じ時間だけ眠ることが出来る、こゝは理想の社会に甚だ似て居るらしい」併し監獄外の現実の社会はそれと全くかけ離れた組織をもつて固められて居る、『働かざれば食うべからず』の監獄から『働く者と働かない者との対立して居る』現実の社会に対して、刑罰によつて教育されて社会的復帰を誓ふた人が復帰しようとしても駄目である、教育刑主義の可能な地盤は監獄で教へられた犯人が社会に復帰した時、教へられたままに、働かざれば食うべからずの真理に従つて生き得る社会でなければならぬ、悲しいことには、現在の社会はそうした社会ではない」〔<sup>(加筆)</sup>刑法読本一九五―一九六頁〕

と、言つてゐるのは、如何なる社会に向つて変革すべきかを示すものである。

更に、

「各国家、従つてその法律の特色は何によつて定まるかというに、各国家の経済的構造によつて定まる、法律の形態即ち法律規定の文句は同じでも、国家の根本組織が同じでない限り、法律の实体即ち法律の秩序維持に奉仕する目的は全然違ふ、日本の法律を正しく理解するには日本の現在の社会即ち世界的に帝国主義段階から下向線をたどりつつある現在の資本主義社会を度外視してはならない」〔<sup>(加筆)</sup>刑法読本七―八頁〕

と言ひ、

「法律は社会の経済的状态によつて決定される、法律は社会の経済的構造を土台とする上層建築の総体中の一部分にほかならない」〔<sup>(加筆)</sup>刑法講義改訂版三二頁〕

と言つて居る所より、法律を以て社会の経済的構造の一部となして居ることが分る。而してこれは明白にマルクス主義的主張である。

又、明治の始め仮刑律より新律綱領、改正律例に変わり、次に旧刑法が出来、現行刑法が生れ、今や又刑法が改正されんとしてゐるといふ刑法の変遷過程を、封建主義より資本主義の自由競争段階へ、次いで資本主義の独占段階へ、更に最高の発展段階に達した資本主義の下の崩壊過程へといふ経済的發展過程によるものとして説明せる所は、唯物史観的観方を遵奉せることを明示してゐる。〔<sup>(加筆)</sup>刑法読本一二頁―一六頁参照〕

尚、

「何人が現在の社会で罪を犯すかといふ問題を実証的に研究して見ると、数々の犯罪は〔一〕悉く社会の下積みになつてゐる無産者によつて行われる、逆にいへば、犯罪によつて損害を蒙る者は、常に有産者だといふことにならぬ。〔二〕、まで来ると刑法によつて防衛される社会と刑罰によつて教育される人の何であるかはおのづから明らかになる」〔加筆〕〔刑法読本一九四頁〕

と言つて、刑法は有産者のみを擁護するものであることを暗示し、刑法の階級性を主張せる所も、注意すべきである。

「法律の性質が社会における或る階級の利益を主として擁護するにあるとしても、解釈法律学は多数者の利益擁護の方向へ法律を向けて行くことを使命とせねばならない、多数者の利益を無視する解釈法律学は社会科学としての存在価値をもたない」

といふ言葉も同様の趣旨である。〔加筆〕〔刑法講義改訂版〕〔四六一―四七頁〕

## 第二

上述の如き瀧川教授の思想は刑法各論に於て種々の犯罪について述べる際には、更に顕著に現れてゐる。その中、二三のものを例示すれば、次の如くである。

### 内乱罪

「内乱の目標は現実の国家組織の破壊である、従つてこれは現実の国家にとつて最も恐るべきものであり、極力これを弾圧する必要がある。併し、行為者の動機は必ずしも擯

斥すべきものではない、却つて彼等は〔一〕人類のヨリ幸福な社会の建設を目標として〔二〕現実の社会の破壊を企てるものであつて、〔三〕結果からいへば、もし内乱が成功すれば行為者が支配者の地位に取つて代るわけである。〔加筆〕大きな目から見れば、彼等は動機、行動が悪いから罰せられるのではなく、〔一〕たゞ破れたから罪せられるだけの話である」〔加筆〕〔刑法読本〕〔一二五頁〕

といふのは、内乱罪を目して、破れたから罰せられたのみで、むしろその動機に高潔なものがあるとなし、内乱罪に対する罪悪感を弛緩せしめる叙述であり社会の秩序を紊す説述である。

### 姦通罪

「婚姻の誠実を破ることは、それが男女の何れの方面から実現される場合においても責任は同一でなければならぬ、男女平等の原則が婚姻制度の論理的な要求であるところが、従来、女子は経済的、従つて法律的に男子に隷属する状態にあつた、男女のこの関係は婚姻にも反映して居る。

即ち婚姻は形式的には男女の和合であるが、実質的には男女の闘争であつて、社会生活における支配階級を代表する夫と、被圧階級を代表する妻の家族内における階級闘争の縮図に外ならない。姦通は闘争の必然的産物であり、現行刑法の如く、妻の姦通のみを罰する立法例は、支配階級の徹底的勝利の表現形態であるといふことが出来る」〔加筆〕

〔法学全集第廿八巻〕〔刑法各論三一―三三頁〕

といふが如きは、マルクス主義的階級説による婚姻観であり、我国の良習を破るものである。

#### 尊属親殺罪

(脱九)

これを重く罰することは、家長に対する反逆を最悪の罪と

見る封建主義イデオロギーの残骸である。しかし、この思想自体、社会の批判に服さねばならない。尊属親が尊属親であるといふだけの理由で特別の尊敬を要求し得たのは家長制度の反射作用である。家族が家長の統制を脱し、直接に社会の構成分子に編入されるに従ひ、この思想の存在理由は、次第に薄弱になって来た、名を美風良俗の維持に借りて徒らに重い刑罰を科するだけでは、時代錯誤以外の何物でもない」(刑法各論九三頁及び法学全集(加筆)第廿七卷刑法各論四〇〇頁)

といふ主張は、これこそ我国の美俗を無視するものである

### 第三

以上は瀧川教授の著書、刑法読本、刑法講義改訂版、其の他に現れたるものを抄録したのである。而して、之に依つて見れば、瀧川教授の懐抱する学説並に著書の内容は安寧秩序を紊し、醇風美俗を破壊するものであり、人格の陶冶、国家思想の涵養を基本とする大学令第一条の趣旨に背反するものと認めねばならない。

#### (参考)

大学令(抄録)

第一条 大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其

ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

#### (注記1)

「九」(簿冊内件名番号)

#### (注記2)

「秘」

#### (注記3)

「(加筆)本議案当日席上配布」

「文官高等分限委員会関係書類 四」2A36(7/10) ※本簿冊は、人権(プライバシー)の関係から、一部人名等を抹消した複写物となっている。